

	確定給付企業年金法		確定拠出年金法																	
目的	この法律は、 少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化 にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、 確定給付企業年金 について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る 自主的な努力 を支援し、もって 公的年金の給付 と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。		この法律は、 少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化 にかんがみ、 個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図 を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、 確定拠出年金 について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る 自主的な努力 を支援し、もって 公的年金の給付 と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。																	
種類	規約型企業年金	基金型企業年金	企業型年金	個人型年金																
管理・運用	外部機関と契約を結び、企業外で年金資産を管理・運用する企業年金	企業年金基金を設立し、基金が年金資産を管理・運用する企業年金	厚年適用事業所の事業主が実施 事業主は、運営管理業務の全部又は一部を確定拠出年金運営管理機関に委託することができる。	国民年金基金連合会が実施 連合会は、運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関に委託しなければならない。																
加入者	①第1号厚生年金被保険者 ②第4号厚生年金被保険者	①第1号厚生年金被保険者 ②第4号厚生年金被保険者	①第1号厚生年金被保険者 ②第4号厚生年金被保険者	①国民年金の第1号被保険者（一定の保険料免除者を除く） ②国民年金の第2号被保険者（企業型掛金拠出者等を除く） ③国民年金の第3号被保険者 ④国民年金の任意加入者のうち、日本国内に住所を有す60歳以上65歳未満の者又は日本国籍を有する者であつて日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の者 ※第4号加入者																
実施手続き	①過半数労働組合又は過半数代表者の同意 ②規約作成 ③大臣の承認	①過半数労働組合又は過半数代表者の同意 ②規約作成 ③大臣の認可	①過半数労働組合又は過半数代表者の同意 ②規約作成 ③大臣の承認	①規約作成 ②大臣の承認																
給付内容	<法定給付> ①老齢給付金 ②脱退一時金 <任意給付> ③障害給付金 ④遺族給付金		①老齢給付金 ②障害給付金 ③死亡一時金 ④脱退一時金（当分の間）																	
掛金	（掛金の拠出） ・事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、 年1回以上、定期的に 掛金を拠出しなければならない。 ・加入者は、 掛金の一部 を負担することができる。 （掛金の額の基準） ・掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、 将来にわたって財政の均衡を保つ ことができるように計算されるものでなければならない。 （財政再計算） ・事業主等は、 少なくとも5年ごと に上記基準に従って掛金の額を再計算しなければならない。 ・事業主等は、 加入者の数が著しく変動 した場合その他の省令で定める場合は、上記の基準に従って、速やかに、掛金の額を再計算しなければならない。		（掛金の拠出） ・事業主は、 年1回以上、定期的に 掛金を拠出する。 ・事業主掛金の額は、企業型年金規約で定めるものとする。 ・企業型年金加入者は、政令で定める基準に従い企業型年金規約で定めるところにより、 年1回以上、定期的に 自ら掛金を拠出することができる。 ・企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者が決定し、又は変更する。 （拠出限度額） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 企業型年金加入者（他制度加入者以外のもの）</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td>② 企業型年金加入者（他制度加入者であるもの）</td> <td>27,500</td> </tr> </table>		① 企業型年金加入者（他制度加入者以外のもの）	55,000	② 企業型年金加入者（他制度加入者であるもの）	27,500	（掛金の拠出） ・個人型年金加入者は、 年1回以上、定期的に 掛金を拠出する。（ただし、国民年金の保険料を滞納している期間は拠出できない。） ・個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金規約で定めるところにより、個人型年金加入者が決定し、又は変更する。 （拠出限度額） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 第1号加入者・第4号加入者</td> <td>68,000</td> </tr> <tr> <td>② 第2号加入者（③～⑤以外の者）・第3号加入者</td> <td>23,000</td> </tr> <tr> <td>③ 第2号加入者（企業型年金加入者（④を除く））</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>④ 第2号加入者（企業型年金加入者（他制度加入者である者に限る））</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>⑤ 第2号加入者（企業型年金加入者でないもの（他制度加入者である者に限る）又は第2号厚生被保険者であるもの若しくは第3号厚生被保険者であるもの）</td> <td>12,000</td> </tr> </table>		① 第1号加入者・第4号加入者	68,000	② 第2号加入者（③～⑤以外の者）・第3号加入者	23,000	③ 第2号加入者（企業型年金加入者（④を除く））	20,000	④ 第2号加入者（企業型年金加入者（他制度加入者である者に限る））	12,000	⑤ 第2号加入者（企業型年金加入者でないもの（他制度加入者である者に限る）又は第2号厚生被保険者であるもの若しくは第3号厚生被保険者であるもの）	12,000
① 企業型年金加入者（他制度加入者以外のもの）	55,000																			
② 企業型年金加入者（他制度加入者であるもの）	27,500																			
① 第1号加入者・第4号加入者	68,000																			
② 第2号加入者（③～⑤以外の者）・第3号加入者	23,000																			
③ 第2号加入者（企業型年金加入者（④を除く））	20,000																			
④ 第2号加入者（企業型年金加入者（他制度加入者である者に限る））	12,000																			
⑤ 第2号加入者（企業型年金加入者でないもの（他制度加入者である者に限る）又は第2号厚生被保険者であるもの若しくは第3号厚生被保険者であるもの）	12,000																			
その他	（年金給付の支給期間等） 年金給付の支給期間及び支払期月は、政令で定める基準に従い規約で定めるところによる。ただし、 終身 又は 5年以上 にわたり、 毎年1回以上定期的に 支給するものでなければならない。 （積立金の積立て） ・事業主等は、 毎事業年度の末日 において、給付に充てるべき積立金を積み立てなければならない。 ・積立金の額は、加入者等に係る 責任準備金の額 及び 最低積立基準額 を下回らない額でなければならない。 （報告書の提出） 事業主等は、 毎事業年度終了後4月以内 に、確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。		（事業主掛金の納付） ・事業主は、事業主掛金を 企業型年金規約で定める日 までに資産管理機関に納付するものとするものとする。 ・事業主は、事業主掛金を納付する場合には、各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を 企業型記録関連運営管理機関に通知 しなければならない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあっては、この限りでない。 （企業型年金加入者掛金の納付） ・企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、企業型年金加入者掛金を 企業型年金規約で定める日 までに事業主を介して資産管理機関に納付するものとする。 （企業型年金加入者掛金の源泉控除） ・企業型年金加入者掛金の納付を行う事業主は、当該企業型年金加入者に対して通貨をもって給与を支払う場合においては、企業型年金加入者掛金を給与から控除することができる。		（個人型年金加入者掛金の納付） ・個人型年金加入者は、 個人型年金規約で定めるところ により、個人型年金加入者掛金を連合会に納付するものとする。 ・第2号加入者は、個人型年金加入者掛金の納付をその使用される厚生年金適用事業所の 事業主を介して 行うことができる。 ・国民年金基金連合会は、掛金の納付を受けたときは、各個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額を 個人型記録関連運営管理機関に通知 しなければならない。															